

## 第101回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時：平成28年3月18日(金) 14:30～15:45

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 共用801会議室

3 出席者

座 長 秋山 收  
江利川 毅  
小野 勝久  
小早川 光郎  
高橋 滋  
松尾 邦弘  
南 砂

(総務省) 行政評価局長 新井 豊  
大臣官房審議官 讃岐 建  
行政相談課長 永留 世悟  
行政相談業務室長 細川 則明

4 議 題

(1) 事案

地方公務員共済組合における育児休業手当金の支給期間の延長要件の運用の見直し(新規案件)

(2) 報告

簡易生命保険から送付される封筒への点字表記の推進(回答)

5 議事概要

(1) 事案

地方公務員共済組合における育児休業手当金の支給期間の延長要件の運用の見直し

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。

(秋山座長)

自治行政局では、国家公務員共済組合制度を所管している財務省とも協議の上、改善を検討したいとのことである。

会議としては、自治行政局の意見を踏まえ、改善の必要性を検討したい。

(松尾委員)

パパ・ママ育休プラス制度について、どの程度の利用が見込まれているのか。

国家公務員共済の利用の実態から、地方公務員共済の利用の見込みを推計できないか。

(事務局)

利用見込み等を確認し、ご報告させていただきます。

(小早川委員)

本件相談について、審議の結果あつせんすべきとなった場合、自治行政局に対して当然あつせんすることになる。ただし、事務局においては、財務省ともやり取りをしているわけである。関係省庁に対し、施行規則の見直しを求めるとしたら、地方公務員共済及び国家公務員共済ともに横並びで改善が図られることが望ましい。財務省にも、見直しを考えてもらうという対応が望ましいのではないか。

(秋山座長)

地方公務員共済の各組合では、自治行政局の運用により、カッチリとした取扱いが行われているわけであるから、法令を改正しない限り、改善は難しいのではないか。

一方、国家公務員共済組合法を所管している財務省では、当該法律を所掌している部局とは別の、財務省職員の共済を担当する部局で、法令に規定はない中で雇用保険と同じ運用が行われている。

自治行政局が法令を改正する方向で改善するとしたら、財務省に話をすることになる。その時点で、財務省としても、国家公務員共済組合法の法令改正をどうするか、考えざるを得ないこととなる。

共済組合の給付の原資は、組合員の掛金を考えられ、国からもお金が出ているとすれば、予算の問題もある。きちんと法令の根拠があつてしかるべきというのが正論である。

これらのことを念頭において、改善を考えていく必要がある。

それから、感想になるのだが、育児休業している場合には、配偶者が育児休業を取得した場合、2か月延長するとされているが、この規定だけを読むと、夫でも、妻でも、1歳2か月まで延長することができると読めてしまう。この規定だけで見れば、法律の規定に不備があるような気がする。

(小野委員)

男性の育児休業取得率について、雇用保険、地方公務員、国家公務員、それぞれ、いつまでに何パーセントまで引き上げようとしているのか。国は、目標として、どの

ような数値を掲げて推進しようとしているのか。その目標値について、財政的な検証がなされていれば、教えてほしい。

(事務局)

具体的な計画及び数値については、確認し、ご報告させていただきます。

(松尾委員)

平成 21 年に改正された地方公務員共済組合法が施行される際、地方公務員の共済組合から、自治行政局に対し、解釈の照会がなされ、回答されている。自治行政局が解釈を示すに当たって、どのような検討が行われたか。

今回、事務局の連絡を受けて、自治行政局は、法令の改正について検討しているということだが、行政相談として改善を求める場合には、平成 21 年当時、自治行政局では、どのような検討がなされたかを確認することが大切である。

国家公務員と地方公務員との運用の差について、当時の検討においては、資料としてあったのかどうか。その資料や今回のような相談もあって、自治行政局は、法令を改正するかどうかの検討がなされていると思われる。平成 21 年当時どのような検討がなされたか知りたい。

(事務局)

法令の改正に伴う解釈の検討、雇用保険法施行規則では施行規則に読み替え規定が設けられたものの、その際に地方公務員共済組合法や国家公務員共済組合法の施行規則について読み替え規定が設けられなかった理由については、再度照会して確認し報告します。

(松尾委員)

行政機関としては、法令改正時には、どのような検討が行われ、どのような判断がなされたかを確認し、それを検証しなければ、次の考え方に移るか、移らないかの判断が十分にできないのではないか。

以前の施行規則の改正の検討において問題点があれば、そこが原因になる。それを改善させて、今回の改正のつなげることも重要ではないか。

仮に、行政機関として、その検討状況が分からないとするならば、行政機関として無責任のような気がする

自治行政局では、前回の検討でどのような検討をし、どのような結論になったのか。

その検討の際の資料に基づき、今回、どのような検討がなされたのか、検討については、資料として残しておく必要があるのではないか。その辺りを事務局として確認してもらいたい。

(小早川委員)

パパ・ママ育休プラス制度の導入に伴い変更された育児休業手当金の支給の延長手続きや要件について、地方公務員共済の組合では、自治行政局に照会し、その照会結果を通知やハンドブックで周知している。

一方で、国家公務員共済の場合、各省庁の共済組合が運用により、解決しようとしているような印象がある。パパ・ママ育休プラス制度が導入された時点で、育児休業手当金の支給の延長手続きについて、各省庁の共済組合担当部局と財務省との間で、どのようなやり取りが行われ、どのようになったのか、確認してもらいたい。

(高橋委員)

各委員が言われたように事実を確認することは重要である。

法令解釈としては、総務省自治行政局の方が正しいのではないかと考える。

各省庁の共済担当部局としては、給付を上乗せするのだから、緩やかに解釈するというか、ある意味柔軟にやっているのではないか。そういった意味で、本件について、どのように解決するかを検討するときには、雇用保険では、法律にしたがって行われている一方で、国家公務員共済では、緩やかに行われている現状がある。

財務省に対し、施行規則の改正が行われるまでは、法令どおり、地方公務員共済組合と同じ方法でやってくださいと踏み込んで言うべきなのかという問題もある。しかし、それが救済の観点から良いのかということを考えてみる必要がある。

個人的には、法令の正しい運用というのは、説示（せつじ）として書き、法令の改正を直ちに実施する方向であっせんするのではなく、総務省に対し、早急な対応を望むということで改善を求めるのが良いのではないか。

次に、施行規則上の問題については、秋山座長が言われたように、共済組合全体の問題であり、かつ国費が投入されていることから、将来的には、施行規則を改正してもらうという2段階での対応が望ましいのではないか。

なお、資料の8ページから9ページの事例について、「保育の給付要件に合致しないとして、申請を受け付けられないとされた」といった表現を用いられている。保育の実施は、申請に対する処分である。その事例については、行政手続法に違反しているということになるのではないか。市町村の対応が行政手続法違反になるおそれのある事例をここで掲げるのは望ましくないのではないか。

(小早川委員)

市町村の担当者が申請を受け付けられないとしたことについても、一種の却下処分とみなすこともできなくはない。このことについて、行政手続法としてどう整理するかという問題もある。

いずれにせよ、市町村において育児休業手当金の申請に必要な入所不承諾通知書が発行されていないということをどう考えるか。市町村の担当者としては、保育の給付の要件に合致しないから、入所を決定することはできないわけだが。それは、入所不承諾になると考えられないか。入所不承諾が証明されれば、事例のケースは救われるのではないか。

(事務局)

事例に係る市において、入所不承諾通知書を出すことができるのかできないのか、

その可否を含めて、事例についての事実を今一度確認し、ご報告させていただきます。

(小早川委員)

地方公務員共済の各組合では、組合員に「子が1歳に達する日までに保育所の入所申込みの手続きをなささい。ただし、その時点では、絶対に入所はできないのだが、市町村から入所が出来ないことの証明書が発行される。1歳を超えて育児休業を延長する場合には、その証明書をもって育児休業給付金の支給の延長を決定します」と説明しているわけです。これは、支給の延長の認定方法として何かがおかしい。

(秋山座長)

物事の道理から考えると、雇用保険法の取扱いの考え方にたどり着くのが正しいと考える。

地方公務員共済組合法や国家公務員共済組合法におけるパパ・ママ育休プラス制度を利用した場合の育児休業手当金の延長については、制度上の欠缺というか、考えの足りなかった点があるのではないか。堂々と正論を言って、正しく直していくのがいいのではないか。

(江利川委員)

読み替え規定を設けたことについて、厚生労働省から関係省庁に連絡されていれば情報共有ができ、関係省庁においても読み替え規定が導入されていたのではないか。省令の改正において関係省庁間で情報共有ができていたかどうか確認してみてもどうか。

(秋山座長)

法律の改正と読み替え規定の追加については、どのような順序で行われたのか。

(事務局)

平成21年7月1日に、雇用保険法、地方公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の3つが一つの法律により改正・公布されています。

次に、その法律改正に伴う雇用保険法施行規則の読み替え規定の追加については、平成21年12月28日に行われています。同日付けで、地方公務員共済組合法施行規則と国家公務員共済組合法施行規則がそれぞれ改正されています。

(秋山座長)

法律改正については、関係省庁では、一生懸命調整したが、省令改正については、そこまでの調整ができなかったということではないだろうか。

(事務局)

現時点では、事務局としても、関係省庁における省令の改正に係る調整の状況については、確認が取れていません。関係省庁に確認し、ご報告します。

(秋山座長)

疑問点が出そろいました。それらについては、事務局で調べてもらい、次回会議に報告してもらいたい。

本件について、当会議としては、あっせんの方で動く方がよいのではないか。その方が、両省庁では、改善に向けて動きやすくなるであろう。その方向で、次回、疑問点に対する調査結果を踏まえ検討することとしたい。

(2) 報告

事務局から、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構にあっせんし、同機構から回答のあった「簡易生命保険から送付される封筒への点字表記の推進」の措置状況について、概要を報告した。

以 上